

# 調査報告書

## 弁護士の役割に関する基本原則の30周年 —基本原則が果たした役割と将来を展望する—

2021年3月

日本弁護士連合会 2020年コンGRESS日本会議対応ワーキンググループ

国際人権問題委員会

国際活動に関する協議会

## 目次

第1	基本原則の果たしてきた役割と課題	1
1	基本原則の誕生と人権保障のための役割	1
2	基本原則の将来—弁護士会の役割を発展させること	3
3	基本原則の将来—ハードロー制定への途	4
第2	日本における基本原則の役割と課題	6
1	基本原則が日本において果たしてきた役割	6
2	依頼者と弁護士との間の協議の秘密	8
第3	アジア太平洋地域における基本原則の役割と課題	9
1	アジア太平洋地域における弁護士の独立をめぐる状況	9
2	弁護士の独立のためのアジア太平洋地域の弁護士会の対応	10
第4	結論	10

## 添付資料

1	弁護士の役割に関する基本原則	11
2	日本弁護士連合会「第14回国連犯罪防止刑事司法会議における京都宣言に含めるべき事項に関する意見書」(2019年4月18日)	16

## 第1 基本原則の果たしてきた役割と課題

### 1 基本原則の誕生と人権保障のための役割

#### (1) 基本原則の誕生

弁護士の役割に関する基本原則とは、1990年にキューバのハバナで開催された第8回国連犯罪防止刑事司法会議（以下、国連犯罪防止刑事司法会議のことを「コンGRES」という。）において採択された、弁護士に関する国際基準規則のことをいう（以下「基本原則」という。）。

基本原則は、第7回コンGRES（1985年。イタリアのミラノで開催。）の弁護士の役割決議に基づき準備作業が進められ、第8回コンGRES（1990年）の決議で基本原則が採択された<sup>1</sup>。この決議は、国連加盟国に対し、基本原則が国内で普及され、法や政策に編入されていくことを要請していた。さらに、「加盟国に、基本原則の普及、国内法制・実務・手続及び政策への編入、国内段階での実施において直面する問題及び国際社会に求める援助を含めてこの基本原則の実施において達成された進歩を、1992年以降5年ごとに事務総長に知らせることを依頼し、また、その上で事務総長には、犯罪防止・犯罪者処遇に関する第9回コンGRESへの報告を行うように要請し」（5項）、「犯罪防止規制委員会に、この決議の効果的な実施を確保する方法と手段を、優先課題として考慮するように求め」（8項）ていた。これに加えて、コミッションの前身といえる犯罪防止規制委員会は、刑事司法の分野における国連の規範とガイドラインの全般について、監視機関として機能することが期待されていた<sup>2</sup>。

上記の基本原則の他に、第7回コンGRESでは、「司法の独立に関する基本原則」が採択され、第8回コンGRESでは「検察官の役割に関するガイドライン」が採択された。

これら司法に関わる主体に関し、それぞれの役割や独立に関する国際基準規則が採択された背景には、1980年代から東ヨーロッパを始めとする旧社会主義国において民主化運動が盛んになり、そのような運動において主導的役割を果たしていた司法関係者に対する迫害が散見されるようになったことから、司法関係者の位置付けを明確にし、不当な迫害から保護しようとした点の存在が挙げられる。

基本原則が採択された第8回コンGRES後、新たな基準や規範を採択する

---

<sup>1</sup> 'Basic Principles on Role of Lawyers,' adopted by the Eighth United Nation Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, Havana, Cuba, 27 August to 7 September 1990.

<sup>2</sup> 第8回コンGRES報告書（日本弁護士連合会「自由と正義」42巻2号197～198頁）

という kongress の機能は失われた。すなわち、1992年に創設された犯罪防止刑事司法委員会（以下「コミッション」という。）に、国連の犯罪防止刑事司法政策の決定に関与する権限が与えられたことによって、kongress は国連の犯罪防止司法プログラムの諮問機関として位置付けられることになった<sup>3</sup>。

このような背景もあり、基本原則採択後の kongress においては、基本原則に関する議論やフォローアップが継続された状況は見当たらない。決議や宣言でも取り上げられなくなってしまった。

しかし、今日に至るまで、裁判官や弁護士の職務に対する政府や非政府勢力による妨害は続いており、裁判官や弁護士のための基準や規範の履行を監視する必要性、また、これら基準や規範を発展させていく必要性は存在する。

## (2) 人権保障のための役割

他方で、国連は、裁判官や弁護士の職務を保護する機能を、人権保障の分野に委ねたとも考えられる。

国際人権法は、全ての人に対して平等に権利を保障するものである。弁護士の職務に対する保障は、全ての人々が、公正な裁判を受ける権利や刑事手続で自己を防御する権利を実現するために弁護士の援助を受ける権利として保障されているものである（世界人権宣言第10条及び第11条。市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第14条。）。そして、弁護士の独立は、弁護士が国家権力に対して、全ての人に司法を通じてその人権を守るという職務を遂行するため、裁判官の独立と併せて重要なものと見なされてきた。

1993年のウィーン世界人権会議で採択された「ウィーン行動宣言及びプログラム」は、人権保障のための司法体制における独立した裁判官と法曹について、「全ての国は、人権に関する不服又は侵害に対処する実効的な救済機関及び検察機関を含む司法体制、また特に、国際人権文書が定める関連基準を十分に満たす独立した裁判官と法曹は、完全で差別のない人権の実現に不可欠なものであり、民主主義と持続可能な発展の過程に不可欠なものである。」と宣言している。

旧国連人権委員会は、1994年、「裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者」を設置することを決議し、その決議は経済社会理事会で承認された。旧国連人権委員会は、その任務を整理拡張しながら、これまで5名の特別報

---

<sup>3</sup> 浦田啓一「犯罪防止・刑事司法分野における国連の活動」法律のひろば48巻9号12～17頁

告者を指名している。特別報告者は、弁護士の職務に関わる告発を受けた各事件の評価に関する報告において、基本原則に掲げられた原則に照らして違反の有無を判断している。すなわち、弁護士の職務の保障制度として、国連人権理事会の裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者という制度が存在しているが、その拠りどころは、人権とは別の任務を持つ kongress が採択した基本原則である。

弁護士の職務の保障は、人権条約機関における国別の定期報告書審査や通報事件において取り上げられており、そこではしばしば基本原則に言及されてきた。その例として、自由人権規約委員会のベラルーシ、リビア、アゼルバイジャンに対する各勧告、アフリカ人権委員会におけるナイジェリアへの違反認定、拷問禁止委員会の中国への勧告などがある。

### (3) 履行監視システムの必要性

以上のとおり、基本原則は弁護士の職務を保障するための国際的な基準及び規範とされてきている。基本原則は、国連の犯罪防止刑事司法を扱う kongress によって採択されたが、その採択以降、基本原則が世界各国でどのように遵守され実施され得ているのかというフォローアップは、kongress やコミッションで十分に行われてこなかった。

現在では、国連人権理事会の下に設置された裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者の職務において基本原則の履行を監視しており、また、条約機関なども弁護士の職務に対する妨害等に対して基本原則に言及している。

基本原則は、その採択から30年も経過している現在の状況に応じてより具体化し、改善することを検討するべきと言える。第14回 kongress では、是非、この議論を活発化させ、弁護士の職務に対する保障の充実を目指すことが望まれる。

## 2 基本原則の将来－弁護士会の役割を発展させること

基本原則の実現を確保するためには、弁護士がその会員となって構成される弁護士会による活動が保障されることが重要である。基本原則の採択に先立って開催された第7回 kongress の決議においては、「弁護士会その他の弁護士専門家団体が、不適切な制約又は侵害に対してその構成員を守りまた防御するために戦い、並びにその専門的倫理を保持するために、不可欠な役割と責任を持つことを承知し」との決議がなされていた<sup>4</sup>。また、最近においても、国連人権

<sup>4</sup> ‘Seventh United Nations Congress on Prevention of Crime and the Treatment Offenders,’ A/CONF.121/22/Rev.1, p. 87.

理事会の裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者は、弁護士会に関する報告（2018年）において、次のような勧告をしている<sup>5</sup>。

- ・ 弁護士会の会員の保護は、特に会員が自らを適切に防御できない状況においては、全ての弁護士会の中核的な任務であるべきである。
- ・ 弁護士がその専門的活動を、威迫、妨害、ハラスメント又は不適切な干渉なく実行することができることを確保できるように、弁護士会によるその会員を保護する役割を尊重することは、全ての国家機関の義務である。

しかし、基本原則においては、弁護士会の役割について、その原則24及び原則25において弁護士専門家団体に言及しているが、その会員を保護するための明確で十分な原則が示されていない。すなわち、基本原則は、弁護士専門家団体の役割の一つに「専門職としての不可侵性を保護する」ことを挙げているものの、その活動については「政府と協力する」ことを示すのみである。弁護士の職務はしばしば政府によって脅かされることを考えれば、弁護士会にはそのような政府と対抗してその会員を保護する役割を持つこと、そのような弁護士会の権限が法律によって保障されることが、基本原則には含まれなければならない。

### 3 基本原則の将来—ハードロー制定への途

弁護士は法の支配に基づく民主主義国家において、市民と裁判所の仲介者として、司法の運営の中心となり、裁判所への市民の信頼を確かなものとする上で重要な役割を有する。他方で、依頼者が個々の弁護士の能力を信頼することもまた重要であり、これらの原則はこれまでも欧州人権裁判所で確認されてきた。

2018年1月24日、欧州評議会議会会議（PACE: Parliamentary Assembly of Council of Europe）は、弁護士の役割に関する条約の検討に関する提言を採択した。PACEは、既存の弁護士の職務遂行の自由に関する最低限の標準は、拘束力はないものの、欧州人権条約など拘束力のある義務から生ずる諸原則に実務的な効果をもたらすことが想定されているとした。PACEは、弁護士に対するハラスメント、脅迫や攻撃が増している加盟国がある状況に鑑みると、法曹の職務遂行の自由の保障のためには、上記最低標準を含む勧告の法的位置付けを強化し、法的拘束力を持つ規程とその実施のための監視機関が必要だと考えている。PACEは、大臣評議会に対し以上の議論を踏ま

---

<sup>5</sup> ' Report of the Special Rapporteur on the independence of judges and lawyers' A/73/365, 5 September 2018, paras. 105, 106.

えた弁護士業に関する欧州条約の起草と採択を求めた<sup>6</sup>。

2019年1月31日、欧州評議会閣僚委員会は、弁護士の専門性に関する欧州条約の起草案件に関する実現可能性の調査を開始することを決定した。この決定は、このような文書を求めるPACEの上記勧告に従ったものである。調査項目は下記のとおりである。<sup>7</sup>

- a. 他の欧州評議会文書、特に欧州人権条約及び欧州人権裁判所の判例法により提供される保護を考慮して、条約の起草の付加価値を特定し、
- b. 新たな推奨事項やガイドラインなど、条約の起草の代替案を特定し、評価し、
- c. 必要に応じて、そして項目 a 及び b に基づく結論に応じて、条約の個人的及び内容に関する範囲の暫定的な概要を定義し、
- d. 必要に応じて、そして項目 a 及び b に基づく結論に応じて、条約の起草と適切な作業方法に関する助言を担当する専門家委員会の委任事項の暫定的概要を作成する。

関係委員会との協議の後、閣僚委員会は、「一定の国内事情において、弁護士の安全及び独立並びにその専門家としての義務を効果的に遂行する能力に対する脅威」に関する懸念を強調した。<sup>8</sup>閣僚委員会はまた、「弁護士は司法の運営において極めて重要な役割を果たしており、弁護士の専門性を自由に行使することは、欧州人権条約第6条によって保障された公正な裁判を受ける基本的権利の完全な実施のために不可欠である」とも述べた<sup>9</sup>。

2019年4月、上記の実現可能性調査を担当する専門家が任命された。この調査は、6か月間かけて2019年末までに完了した。それを受けて、欧州評議会議会会議は、2020年10月に、「法的拘束力のある文書の起草と採択を優先的に進めること」を閣僚委員会に求める勧告を採択している<sup>10</sup>。

なお、欧州弁護士会評議会（CCBE：Council of Bars and Law Societies of Europe）はこの動きを積極的に支持し、サポートしている<sup>11</sup>。

---

<sup>6</sup> [https://www.ccbe.eu/fileadmin/speciality\\_distribution/public/documents/Newsletter/CCBEINFO71/EN\\_newsletter\\_71.pdf](https://www.ccbe.eu/fileadmin/speciality_distribution/public/documents/Newsletter/CCBEINFO71/EN_newsletter_71.pdf)

<sup>7</sup> “The case for drafting a European convention on the profession of lawyer” Parliamentary Assembly Recommendation 2121 (2018) (Reply adopted by the Committee of Ministers on 30 January 2019 at the 1335th meeting of the Ministers’ Deputies), 31 January 2019, para.6.

<sup>8</sup> *Ibid.*, para.3.

<sup>9</sup> *Ibid.*,

<sup>10</sup> Parliamentary Assembly, ‘The principles and guarantees of advocates,’ Recommendation 2188 (2020), 23 October 2020, para.3. <https://pace.coe.int/en/files/28820/html>

<sup>11</sup> <https://www.ccbe.eu/news/ccbe-info-details/article/ccbe-info-79-february-2019/>

## 第2 日本における基本原則の役割と課題

### 1 基本原則が日本において果たしてきた役割

#### (1) 日本における弁護士の職務の保障をめぐる事件

基本原則は、弁護士の職務に対する政府の干渉及び政府による第三者の干渉の放置を防ぐための国際的な基準と規範としての役割を果たしている。

そして基本原則の決議後も、日本においては、以下のような弁護士の職務を脅かす事件が起こっており、それらの事件に対し、日弁連又は各弁護士会において会長声明、会長談話が出されている。

また、それらの会長声明、会長談話では基本原則に言及されていることが多い。

- ① オウム真理教信者の関係する刑事事件における弁護人に対する不当な干渉<sup>12</sup>
- ② 光市母子殺人事件における弁護団に対する不当な干渉（脅迫書面の弁護士会及び報道機関への送付）<sup>13</sup>
- ③ 事件の相手方等による弁護士に対する暴行・脅迫・殺人事件
  - i) 1997年10月 弁護士の妻に対する殺人事件<sup>14</sup>
  - ii) 2004年 9月 弁護士に対する傷害事件<sup>15</sup>
  - iii) 2007年 9月 法律事務所職員殺人事件<sup>16</sup>
  - iv) 2010年 6月 弁護士に対する殺人事件<sup>1718</sup>
  - v) 2010年11月 弁護士に対する殺人事件<sup>192021</sup>
  - vi) 2011年 2月 法律事務所における建造物損壊事件<sup>22</sup>
  - vii) 2011年 3月 法律事務所職員に対する暴力行為等処罰法違反

<sup>12</sup> 弁護人の役割へ理解を求める会長声明—オウム真理教信者の関係する刑事事件について（日本弁護士連合会）（1995年6月28日）

<sup>13</sup> 改めて弁護士の役割に対する理解と弁護活動の自由の確保を求める会長声明（日本弁護士連合会）（2007年7月11日）

<sup>14</sup> 弁護士業務妨害に対する声明（第一東京弁護士会）（1997年10月18日）

<sup>15</sup> 弁護士業務妨害に関する会長声明（横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会。以下同じ。））（2004年10月13日）

<sup>16</sup> 大阪弁護士会所属会員に対する業務妨害と事務職員殺害事件に関する声明（大阪弁護士会）（2007年9月14日）

<sup>17</sup> 弁護士に対する業務妨害についての会長談話（横浜弁護士会）（2010年6月2日）

<sup>18</sup> 業務妨害刑事判決を受けての会長談話（横浜弁護士会）（2011年2月28日）

<sup>19</sup> 秋田弁護士会会員殺害事件に関する会長談話（秋田弁護士会）（2010年11月4日）

<sup>20</sup> 適切かつ公正な捜査を要望する会長声明（秋田弁護士会）（2010年11月9日）

<sup>21</sup> 故津谷裕貴弁護士殺人事件に対する秋田県警の対応に関し再検証を求める会長声明（秋田弁護士会）（2019年2月22日）

<sup>22</sup> 愛媛県における業務妨害事件に関する会長声明（日本弁護士連合会）（2011年3月4日）において言及されている。



## 事件<sup>23</sup>

- viii) 2012年 5月 弁護士に対する殺人未遂事件<sup>24</sup>
- ix) 2013年 8月 弁護士に対する傷害事件<sup>25</sup>
- ④ 弁護士に対するインターネット上の業務妨害事件<sup>26</sup>
- ⑤ 不当な懲戒請求
  - i) 光市母子殺人事件弁護団に対する懲戒請求の呼び掛け及び係る呼び掛け行為に対する損害賠償請求が最高裁判所において認められなかったこと<sup>27</sup>
  - ii) 21弁護士会に対し800名を超える者からなされた所属弁護士全員等に対する懲戒請求<sup>28</sup>
- ⑥ 弁護士事務所への捜索・立入等

2020年1月、東京地方検察庁の検察官らが、刑事被疑事件について、関連事件を担当した弁護士らの法律事務所の捜索を行った際に、同弁護士らが、刑事訴訟法第105条に則り、押収拒絶権を行使したにもかかわらず、検察官らは、無断で裏口から同法律事務所に立ち入り、長時間滞留した上、法律事務所内のドアの鍵を破壊し、事件記録等が置かれている弁護士らの執務室内をビデオ撮影するなどしたこと<sup>29</sup>

## (2) 基本原則の今日的問題点

基本原則では、弁護士の独立が明記されていない。弁護士の職務に対する干渉からの自由な職務行使を確保するためにも、また、象徴的な意味においても、弁護士の職務の独立性を明記することが必要であると考え<sup>30</sup>。

また、事件の相手方による干渉行為は弁護士やその周囲の者（家族や事務所職員等）に対する暴力行為に向かう傾向があるが、それ以外の第三者による干渉行為は、インターネット上の誹謗中傷や濫用的懲戒請求等の、匿名の

<sup>23</sup> 愛媛県における業務妨害事件に関する会長声明（日本弁護士連合会）（2011年3月4日）

<sup>24</sup> 福岡県弁護士会所属会員に対する殺人未遂事件に関する会長声明（福岡県弁護士会）（2012年5月28日）

<sup>25</sup> 弁護士に対する傷害事件についての会長談話（大阪弁護士会）（2013年8月13日）

<sup>26</sup> 弁護士業務妨害に対する会長声明（第一東京弁護士会）（2015年12月2日）

<sup>27</sup> 光市母子殺害事件弁護団への懲戒呼び掛け行為にかかる損害賠償請求事件の最高裁判決を受けての会長声明（日本弁護士連合会）（2011年10月17日）

<sup>28</sup> 全国各地における弁護士会員多数に対する懲戒請求についての会長談話（日本弁護士連合会）（2017年12月25日）

<sup>29</sup> 法律事務所への捜索に抗議する会長談話（日本弁護士連合会）（2020年1月31日）

<sup>30</sup> 東澤靖「弁護士の役割に関する基本原則—人権保障に果たしてきた役割と課題—」（明治学院大学法科大学院ローレビュー第24号53頁，2016年）

者や不特定多数の者による特定の弁護士に対する集中的な業務妨害行為に向かうという傾向が認められるところ、特に後者の事案は、弁護士個人では対応が困難である。しかし、基本原則では、弁護士会が、弁護士を上記のような不適切な干渉から保護する権限と義務を持つことが明記されていない<sup>31</sup>。この点についても、明記する必要性があるのではないかと考える。

## 2 依頼者と弁護士との間の協議の秘密

基本原則は、刑事司法における特別の保障として、拘禁されている者に「完全な秘密」が保障されているもとの弁護士の訪問、連絡、協議を、他の諸権利とともに認めるべきことを政府に義務付けている（原則8）。このような秘密性の保障は、依頼者と弁護士との間の信頼関係に基づくものであることを考えれば、依頼者が拘禁されていると否とを問わず、あるいは弁護士による援助が刑事であると民事であるとを問わず、依頼者と弁護士との間の職業上の関係に基づく通信及び相談の全てに及ぶ、秘密性の承認と尊重を政府に義務付けていると考えられる（原則22）。さらに2015年に採択された国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）では、被拘禁者について、自ら選んだ法的助言者あるいは法律扶助提供者と行うあらゆる法律問題の相談を、施設職員が聴取できないこととし（同規則61）、秘密性の保障を確保しようとしている。

このような秘密性の保障が、日本の法制度や実務において十分に確保できているかについては、関連する国内法の解釈をめぐって多くの刑事・行政の裁判を通じて、現在も争われている。刑事手続における被疑者・被告人と弁護人との協議において、拘禁施設の管理者が弁護士による電子機器の持ち込みや使用を制限しようとするケース、協議の内容を捜査当局が後に被疑者・被告人を取り調べることにより、あるいは協議の記録やメモを捜索差押えすることによって得ようとするケース、拘禁された被疑者・被告人と弁護人との間の手紙による通信を拘禁施設の管理者が、拘禁による必要性を超えて検閲するケースなどがしばしば争いとなっている。また、通常の刑事手続以外では、死刑確定者が再審請求を行う場合の弁護士との協議、拘禁された者が拘禁施設の処遇について訴訟を提起する場合の弁護士との協議などにおいて、拘禁施設の管理者がその協議に対して看守を立ち会わせるケースも争いとなっている。加えて、弁護士との通信の秘密を保障した原則22については、日本には、それを具体的に保障する法や制度は存在しない。

---

<sup>31</sup> 前掲「弁護士の役割に関する基本原則—人権保障に果たしてきた役割と課題—」参照。

以上のような状況の下で、日本においては、基本原則の保障する、被疑者・被告人あるいは依頼者一般と弁護士との間の協議の秘密性を実施するために、法制度と実務の改善が引き続き求められている。

### 第3 アジア太平洋地域における基本原則の役割と課題

#### 1 アジア太平洋地域における弁護士の独立をめぐる状況

弁護士の独立は、その職務を行うことに対する介入や攻撃を受けることによって、大きく脅かされる。最近では、イランの著名な人権弁護士である Ms. Nasrin Sotoudeh に対する過酷な判決が、世界の法曹界を震撼させた。報道によれば、強制されたスカーフを脱いだことを理由に訴追された女性を含む、抵抗する人々を弁護したことが、38年の禁固と148杖のむち打ちの刑につながったとされる<sup>32</sup>。

弁護士の職務に対する介入や攻撃は、国家当局によるものに限られない。宗教的・民族的過激論者、有力政治家、ビジネス企業を含む相手方当事者、そしてメディアなどの社会的集団も、弁護士の職務に対する介入や攻撃を行うことがある。そうであればこそ基本原則は、国家に対し、弁護士に対し、自らの機関が不当な介入や攻撃を加えないだけでなく、そのような介入や攻撃を受けることなく職務を遂行できよう確保することを義務付けている（原則16）。

しかし、弁護士に対する介入や攻撃は、基本原則採択後30年を経ても、続いている。国連人権理事会の裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者は、最近の年次報告書で、2015年8月から2016年2月までの7か月の間に行った国家への通報のうち、「約12の通報が、殺害、攻撃、威嚇、威迫、ハラスメント及び拘束、並びにその業務への不当な制限を汲む、弁護士の権利と独立を侵害するとの主張を含んでいた」と報告している<sup>33</sup>。また、CCBEは、2019年の報告において、「過去3年にわたってCCBEは、約800の迫害された弁護士の事件で支援のために、150を超える手紙を送ってきた」が、その対象国は、多い順に中国、トルコ、イラン、フィリピン、インド、アゼルバイジャン、ロシア、ウクライナ、カザフスタンなどであるとされ、アジア地域の国が数多く含まれている<sup>34</sup>。

<sup>32</sup> “Husband of Iranian human rights lawyer says she is sentenced to 38 years, 148 lashes,” REUTERS, March 11, 2019. また、各国際法曹団体の声明を参照。国際法曹協会人権評議会（IBA-HRI）2019年3月15日、国際弁護士連盟（UIA）2019年3月16日、アジア太平洋法律家協会（LAWASIA）2019年5月9日に公表。

<sup>33</sup> A/HRC/32/34(2016), パラグラフ10～12.

<sup>34</sup> The CCBE, “Threats to the Legal Profession,” February 18, 2019, pp.3-4.

## 2 弁護士の独立のためのアジア太平洋地域の弁護士会の対応

アジア太平洋地域において各国の弁護士会や弁護士個人を会員とするアジア太平洋法律家協会（LAWASIA：The Law Association for Asia and the Pacific）は、2015年以降を取ってみても、中国、トルコ、パキスタン、フィリピン、モルディヴ、イランなどの国々における弁護士の状況について、それらを懸念する声明を発表してきた<sup>35</sup>。

## 第4 結論

以上に見てきたように、1990年の第8回国連コンGRESSで採択された基本原則は、人々の人権を保障し、社会における法の支配を確保するための基本的な原則として国際社会において大きな役割を果たしてきた。しかしながら、その基本原則にもかかわらず、現在においても、弁護士に対しては、その職務の遂行を不快なものとする政府や社会的勢力による攻撃や干渉が行われ、あるいは政府によって放置されている。

そうした基本原則をめぐる状況は、日本においても、数多くの弁護士会の声明に見られるように同様である。特に日本においては、基本原則の重要な一つである依頼者と弁護士との間の協議の秘密を、確保するための法や制度が存在しないままである。

また、日本を取り巻くアジア太平洋地域においても、数多くの国々で、弁護士に対するその職務の遂行に基づく攻撃が繰り返されている。

こうした状況に対して必要とされるのは、当連合会が、2019年4月18日に採択した意見書で述べているように、第1に、法的拘束力を持たない基本原則の履行を監視するための国際的なシステムであり、第2に、弁護士を保護するための弁護士会の役割を認めて保障するように、基本原則が拡充されることである。それらの課題は、現在欧州評議会でも準備が進められている、弁護士の役割に関する法的拘束力を持つ条約の採択によって、大きく前進することとなるであろう。

以上

---

<sup>35</sup> 各声明については、以下を参照。

<https://www.lawasia.asn.au/resources-publications/advocacy-documents>

(日本弁護士連合会 国際人権問題委員会仮訳)

## 弁護士の役割に関する基本原則

1990年8月27日から9月7日までハバナ(キューバ)で開催された第8回国連犯罪防止・刑事司法会議において採択。

国連憲章において、世界の諸国民は、特に、裁判を維持できる条件を確立する自決権を確認し、その目的の1つとして、人種、性別、言語又は宗教を差別することなく、人権及び基本的自由の尊重を推進し奨励するために国際協力を実現することを宣言しており、

世界人権宣言では、法の下での平等の原則、無罪の推定、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受ける権利、犯罪の訴追を受けた全ての人には弁護に必要な全ての保障が与えられることが記されており、

また、市民的及び政治的権利に関する国際規約では、不当に遅延することなく裁判を受ける権利及び法律で定められた、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受ける権利が宣言されており、

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約では人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることが想起されており、

あらゆる形態の被拘禁者若しくは受刑者の保護のための諸原則は、被拘禁者は、弁護人の援助を受け、弁護人と通信し、弁護人に相談する権利を有すると規定されており、

被拘禁者処遇最低基準規則では、特に、被拘禁者に対して弁護人による法的な援助及び弁護人との秘密交通を確保すべきであると勧告しており、

死刑に直面している者の保護を保障している予防手段では、死刑が言い渡される可能性がある犯罪の容疑若しくは嫌疑をかけられた者は市民的及び政治的権利に関する国際規約規約第14条に従って訴訟手続の全ての段階で十分な法的援助を受ける権利があることが再確認されており、

犯罪及び権力の濫用の被害者のための司法の基本原則の宣言では、国際レベル及び国内レベルにおいて犯罪被害者の司法制度の利用と公正な扱い、原状回復、損害賠償及び支援へのアクセスを改善する施策を講じることが勧告されており、

すべての人に権利が与えられている人権と基本的自由を適切に保護するには、それが経済的なものであるか、社会的なものであるか、文化的なものであるか、市民的なものであるか、政治的なものであるかを問わず、独立した法律専門家によるリーガル・サービスへの実効的アクセスを全ての人々が有さなければならず、

弁護士の水準と倫理を維持し、迫害及び不当な制限や侵害から会員を保護し、リーガル・サービスを必要とする全ての人にリーガル・サービスを提供し、正義と公益という目的を推進するために政府その他の機関と協力するために果たすべき重大な役割が弁護士の専門家団体にはある。

以下の弁護士の役割に関する基本原則は、弁護士の適切な役割を促進し確実なものにするという加盟諸国の取り組みを支援するためにまとめられたものであり、政府が尊重し、国内の法令及び慣例の枠組みの中で勘案すべきものであり、弁護士のみならず、裁判官や検察官、行政や立法の関係者、一般大衆などの注意を引くべきものである。これらの原則は、正式な弁護士の地位を持たずに弁護士の機能を果たす者にも適宜適用するものとする。

#### 弁護士及びリーガル・サービスへのアクセス

1. 全ての人は、自己の権利を保護、確立し、刑事手続のあらゆる段階で自己を防御するために、自ら選任した弁護士の援助を受ける権利を有する。
2. 政府は、人種、皮膚の色、民族的出自、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生、経済的その他の地位に基づく差別など、いかなる差別もなく、自国内で、裁判管轄に服する全ての人に対し、実効的で平等な弁護士へのアクセスのために、効率的な手続と適切な応答をなす仕組みが提供されるよう確保するものとする。
3. 政府は、貧困者及び必要ある場合にはその他の不利な状況にある人々に対し、リーガル・サービスのための十分な基金その他の援助が与えられる規定を置くものとする。弁護士の専門家団体は、サービス、便益その他の資産を、組織し提供することに関して協力するものとする。
4. 政府及び弁護士の専門家団体は、公衆に対して、法の下での権利及び義務並びに基本的自由を保護する上での弁護士の重要な役割を伝えることを目的とする計画を推進するものとする。貧困者その他の不利な状況にある人々が、自らの権利を主張し、必要な場合には弁護士の援助を求めることができるようにするために、これらの人々を援助することに対して特別の注意が払われなければならない。

#### 刑事司法での特別の保障

5. 政府は、全ての人が、逮捕若しくは抑留され、又は犯罪の嫌疑を受けたとき、権限ある当局によって、自ら選任した弁護士の援助を受ける権利を有することを直ちに告知されるよう確保するものとする。
6. 司法の利益が要求する場合であって、自ら選任した弁護士がいないときには、実効的な法的援助を与えるために、上記の者は、その犯罪の性質に見合う経験と能力を有する弁護士を付される権利を有するものとし、この者に当該業務に対する支払をなすための資力がないときには自らその費用を負担することなく、与えられるものとする。。
7. 政府は、さらに、刑事上の嫌疑を受けていると否とを問わず、逮捕又は抑留された者が、すみやかに、遅くとも逮捕又は抑留のときから 48 時間以内に、弁護士へのアクセスがなされるよう確保するものとする。
8. 逮捕、抑留又は拘禁された者は、遅滞、傍受あるいは検閲なく、完全な秘密を保障されて、弁護士の訪問を受け、並びに弁護士と連絡、協議するための十分な機会、時間及び便益を与えられるものとする。この相談は、法執行機関の職員が見うる範囲としてもよいが、聴取しうる範囲内であってはならない。

#### 資格付与及び訓練

9. 政府、弁護士の専門家団体及び教育機関は、弁護士が適切な教育と訓練を受けるとともに、弁護士の理想と倫理的責務、並びに国内法及び国際法で承認された人権と基本的自

由を認識するよう確保するものとする。

10. 政府、弁護士の専門家団体及び教育機関は、人種、皮膚の色、性、民族的出自、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生、経済的その他の地位により、法曹への参入、あるいはそこでの実務の継続において、差別がないよう確保するものとするが、例外的に、弁護士が当該国の国民でなければならないとの要件は、差別的とはみなされないものとする。
11. 国内に、リーガル・サービスの必要性が充足されていない集団、共同体、地域が存し、特にこれらの集団が、別個の文化、伝統、言語を有し、あるいは過去の差別の犠牲となっている場合には、政府、弁護士の専門家団体及び教育機関は、これらの集団からの法曹への志願者に機会を与えるよう特別の施策を講じ、これらの者がその集団の必要性に適した訓練を受けられるよう保障しなければならない。

### 責務と責任

12. 弁護士は、いかなるときでも、司法運営に不可欠のエージェントである専門職としての名誉と尊厳を保持するものとする。
13. 依頼者に対する弁護士の責務は、以下を含むものとする。
  - (a) 依頼者に法的な権利及び義務、並びに依頼者の法的な権利及び義務に関連する範囲で法制度の作用について助言すること。
  - (b) あらゆる適切な方法で依頼者を援助し、その利益を保護するために法的手段をとること。
  - (c) 相当な場合には、裁判所、法廷又は行政当局の前で依頼者を援助すること。
14. 弁護士は、依頼者の権利を保護し、司法の目標を促進するにあたっては、国内法及び国際法で承認された人権及び基本的自由を支持するよう努めるとともに、いかなるときでも、法律及び法曹の確立された基準と倫理に則り、自由に、かつ、勤勉に行動するものとする。
15. 弁護士は、常に依頼者の利益を忠実に尊重するものとする。

### 弁護士の職務の保障

16. 政府は、弁護士が、(a)脅迫、妨害、嫌がらせ、あるいは不適切な干渉を受けることなく、その専門的職務を全て果たしうることを、(b)自国内及び国外において、自由に移動し、依頼者と相談しうることを、(c)承認された職業上の責務、基準及び倫理に従ってなされた行為に対して起訴あるいは行政的、経済的その他の制裁を受けたり、そのような脅威にさらされないこと、を確保するものとする。
17. 弁護士が、その職責を果たしたことにより、その安全が脅かされるときには、弁護士は、当局により十分に保護されるものとする。
18. 弁護士は、その職責を果たしたことにより、依頼者あるいはその主張と同一視されないものとする。
19. 裁判所または弁護士依頼権を承認している行政当局は、弁護士が依頼者のために出

頭する権利の承認を拒むことはできない。但し、国の法律及び実務に従い、またこの原則に合致して、当該弁護士の資格が剥奪されている場合を除く。

20. 弁護士は、書面若しくは口頭弁論での、又は裁判所、法廷その他の司法、行政当局の前での、誠実になした陳述について、民事上及び刑事上の責任を問われないものとする。
21. 弁護士が依頼者へ実効的な法的援助をなしうよう、十分な時間的余裕をもって、その保有または支配する適切な情報、ファイル及び記録に対する弁護士のアクセスを確保することは、権限ある当局の責務である。このアクセスは、できるだけ早い相当な時に与えられるものとする。
22. 政府は、弁護士と依頼者の職業上の関係に基づく通信及び相談は全て秘密とされることを承認し、これを尊重するものとする。

#### 表現及び結社の自由

23. 弁護士は、他の市民と同じく、表現、信念、結社及び集会の自由を有する。特に、弁護士は、合法的な活動又は合法的な組織への加入を理由とする職業上の規制を受けることなく、法律、司法運営に関する事項及び人権の促進と保護についての公の討議に参加し、地方的、国内的、国際的な組織に加入し、又はこれを結成し、その会合に出席する権利を有するものとする。これらの権利の実行にあたっては、弁護士は、常に、法律及び法曹の承認された基準及び倫理に従って行動するものとする。

#### 弁護士の専門家団体

24. 弁護士は、自らの利益を代弁し、継続的な教育及び訓練を促進し、専門職としての不可侵性を保護するため、自治的な専門団体を結成し、これに加入する権利が認められている。専門家団体の執行機関は、会員から選ばれ、外部からの干渉を受けることなくその職責を果たすものとする。
25. 弁護士の専門家団体は、全ての人がリーガル・サービスへの実効的で平等なアクセスを有し、弁護士が、不適切な干渉を受けることなく、法律及び承認された職業上の基準及び倫理に従って依頼者に助言し、援助することができるよう確保するために、政府と協力するものとする。

#### 懲戒手続

26. 弁護士の職務行為規範は、国の法律及び慣習並びに承認された国際的基準及び規範に従い、法曹の適切な機関を通じて又は立法府によって制定されるものとする。
27. 弁護士に対するその専門的職務に関する告発や申立ては、適切な手続に則り、迅速かつ公正に処理されるものとする。弁護士は、自ら選任した弁護士の援助を受ける権利その他の公正な審理を受ける権利を有する。
28. 弁護士に対する懲戒手続は、法曹が設立する公平な懲戒委員会、法律に基づく独立の機関又は裁判所で行われるものとし、さらに独立の司法による再審査を受けるものとする。



る。

29. 全ての懲戒手続は、職務行為規範その他法曹に認められた基準及び倫理に従い、またこの原則に照らして、決定されるものとする。

第14回国連犯罪防止刑事司法会議における京都宣言に含めるべき事項に関する意見書

2019年（平成31年）4月18日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、2020年に開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議（以下「コンGRESS」という。）の参加国代表に対して、コンGRESSにて採択予定の京都宣言に、以下の内容が含まれるよう求める。

- 1 人権、法の支配及び法化社会の文化促進並びに持続可能な開発と調和した刑事司法を維持し、発展させるために、刑事司法の重要な担い手である弁護士の役割が不可欠であることを再確認し、そのために以下の目標に取り組む。
  - (1) 第8回コンGRESSで採択された「弁護士の役割に関する基本原則」（以下「基本原則」という。）を、全ての国の刑事司法における最低限の基準として遵守すべきことを、全ての国がその司法を始めとする機関に改めて周知させる。
  - (2) 国際法曹団体及び各国の弁護士会との協議の下で、基本原則が国内で遵守されることを確保するための国際的なメカニズムを検討する。
- 2 前項の弁護士の役割を果たすための弁護士会その他の弁護士専門家団体の役割の一つが、弁護士に対する不適切な制約又は侵害に対して、その構成員を守りまた防御するものであること、及びそのような弁護士会その他の弁護士専門家団体の役割が国内法によって保護されるべきであることを含む内容に、基本原則を拡張する。
- 3 国連の「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>1</sup>」（以下「2030アジェンダ」という。）を刑事司法分野において実現するため、以下の目標に取り組む。
  - (1) 罪を犯した者が社会復帰できる社会の実現を国の責務とする。
  - (2) 全ての刑事施設において、国連被拘禁者処遇最低基準規則（以下「マンデラ・ルールズ」という。）を遵守した被拘禁者の処遇を実現する。
  - (3) 刑務所における強制労働を廃止する。
- 4 国際社会において、可及的速やかに死刑制度が廃止されるべきである。また、死刑制度が廃止されるまでの間、死刑の執行停止がなされるべきである。

<sup>1</sup> 外務省仮訳「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

5 犯罪のない安心して暮らせる社会をつくるため、教育と社会のあらゆる部門における効果的な市民参加を奨励し、以下の事柄に取り組む。

- (1) 具体的な課題や問題について、人権、法の支配といった法的な価値に照らした対話と議論を通じて考えさせる啓発的なプログラムを策定し、法化社会の文化を促進すること。
- (2) 対話と地域参加の仕組みを通じて社会的紛争を調整・解決するための教育実践を促進すること。

## 第2 意見の理由

### 1 意見の趣旨1 についての理由

#### (1) 基本原則の採択に至る経緯と必要性

基本原則は、全ての人に承認された刑事手続における諸権利を確保するための弁護士の重要な役割を承認して（基本原則第1，第4項）、弁護士の適切な役割を促進し確実なものにするという国連加盟国の取組を支援するために（基本原則前文）、1990年の第8回コンGRESSにおいて採択された。その後、基本原則は、弁護士の活動を保護するための国際基準となり、国連人権理事会の司法と弁護士の独立に関する特別報告者、人権条約機関あるいは地域人権条約機関などにおける規範として適用されてきた。2015年の第13回コンGRESSで採択されたドーハ宣言においても、「我々の刑事司法制度が効果的、公正、人道的かつ説明責任のあるものであることを確保し、すべての人々に司法へのアクセスを提供」することが目的とされていることから（前文第1段）、弁護士を含む司法関係者の役割の確立は、引き続きコンGRESSの重要な目的の一つとされている。

#### (2) 基本原則の現在の運用状況（意見の趣旨1 (1) 及び(2)の理由）

基本原則が採択されたにもかかわらず、弁護士がその職責を果たしたことに関連して、政府が弁護士に対し、脅迫・妨害・嫌がらせなどの不適切な干渉を行い、逮捕・訴追・資格の剥奪などの制裁を加える事態や、弁護士の安全が脅かされているにもかかわらず政府が適切に保護しないという事態は今もなくなっていない。

このような事態を無くすためには、基本原則を全ての国の国内機関に周知することが必要であるとともに、国連の人権機関のみならず、刑事司法に関する機関において履行監視のメカニズムを設けることが検討されるべきである。

### 2 意見の趣旨2 についての理由

弁護士を政府や社会による不当な干渉から保護するためには、弁護士会その他

の弁護士専門家団体こそが、効果的な役割を果たすことができる。この点に関しては、基本原則採択に先立つ1985年の第7回コンGRESSにおいて、「弁護士会その他の弁護士専門家団体が、不適切な制約または侵害に対してその構成員を守り、また防御するために戦い、並びにその専門的倫理を保持するために、不可欠な役割と責任を持つことを承知」することを含む決議が採択されている<sup>2</sup>。

しかしながら、採択された基本原則には、弁護士会等が果たすべきそうした役割が含まれなかった。

基本原則の採択から30年を経過した今、全ての人の人権保障のために弁護士や弁護士会が果たすべき役割やそれに対する期待も増している。特に、ドーハ宣言で承認された法化社会の文化の促進や、2030アジェンダで目標とされている、法の支配の促進及び全ての人々の司法への平等なアクセス（16.3）を実現するためにも、基本原則は、それらの目標を取り込んだ上で更に発展する必要がある。

また、現在、欧州評議会では、ヨーロッパにおける弁護士の職務をより効果的に保護するための条約の起草が行われており、CCBE（欧州弁護士会評議会）、UIA（国際弁護士連盟）、IBA（国際法曹協会）など当連合会が関係を持つ国際法曹団体も、その起草作業に関わっている<sup>3</sup>。したがって、この提案は、こうした国際法曹団体の動きとも軌を一にするものである。

### 3 意見の趣旨3についての理由

#### (1) 罪を犯した人の社会復帰（意見の趣旨3(1)の理由）

2030アジェンダでは、導入部において、「この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。」（パラグラフ4）と宣言している。また、マンデラ・ルールズでも、「(犯罪から社会を守り、再犯を減少させるという目的は) 犯罪をした人々が遵法的かつ自立的な生活を送ることができるよう、可能な限り、釈放時にこうした人々の社会への再統合を確保するために拘禁期間が利用される場合に、はじめて達成され得る」としている（規則4）。し

---

<sup>2</sup> 第7回コンGRESS決議 ‘18. Role of Lawyers’ (A/CONF.121/22/Rev.1, pp. 87-8) 前文第4段落

<sup>3</sup> ‘CCBE contribution on the proposed European Convention on the Profession of Lawyer 15/09/2017’

<https://rm.coe.int/ccbe-contribution-european-convention-profession-lawyer-20170915-eng/168078f2f6>  
<https://rm.coe.int/ccbe-contribution-european-convention-profession-lawyer-20170915-eng/168078f2f6>

たがって、罪を犯した者の社会復帰は国の重要な責務である。

(2) マンデラ・ルールズ遵守の必要性（意見の趣旨 3 (2) の理由）

2015年5月22日、国連犯罪防止刑事司法委員会がマンデラ・ルールズを採択したが、刑事施設における処遇は、いまだこれに沿ったものとなっていない国が多く、同規則の遵守は実現していない。2030アジェンダの17の目標<sup>4</sup>のうち、1（貧困をなくそう）、2（飢餓をゼロに）、3（すべての人に健康と福祉を）、4（質の高い教育をみんなに）、5（ジェンダー平等を実現しよう）、6（安全な水とトイレを世界中に）、8（働きがいも経済成長も）、10（人や国の不平等をなくそう）、16（平和と公正をすべての人に）については、もっとも虐げられた環境というべき刑事施設においてこそ、実現のための施策が採られるべきである。

(3) 刑務所における強制労働の廃止（意見の趣旨 3 (3) の理由）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第6条では、「この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む。」と定めており、2030アジェンダにおいても、目標8.7として「強制労働の根絶」が設定されている。さらに、上記のマンデラ・ルールズにおいても、拘禁刑において自由の剥奪以上の苦痛を増大させることを戒め（規則3）、ドーハ宣言もマンデラ・ルールズに基づく行動を期待していた（第6項）。当連合会も、既に2016年10月7日開催の人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、強制労働の廃止を求めている<sup>5</sup>。したがって、強制労働の廃止を目標として宣言されるべきである。

4 意見の趣旨 4 についての理由

刑罰制度は、犯罪への応報や一般予防・特別予防の見地を考慮するとしても、「すべての被拘禁者は、人間としての生まれながらの尊厳と価値に対する尊重をもって処遇されなければなら」ず（マンデラ・ルールズ規則1）、罪を犯した人について、その人間性の回復を目指すとともに、自由な社会への社会復帰と社会的

<sup>4</sup> 国連広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）とは」

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030\\_agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030_agenda/)

<sup>5</sup> 当連合会「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（2016年10月7日）

本文1刑罰制度の改革について(1)「刑法を改正して、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑として一元化し、刑務所における強制労働を廃止して賃金制を採用し、拘禁刑の目的が罪を犯した人の人間性の回復と自由な社会への再統合・社会的包摂の達成にあることを明記すること。」

[https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil\\_liberties/year/2016/2016\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2016/2016_3.html)

包摂（ソーシャル・インクルージョン）の達成に資するものでなければならない。

しかし、死刑制度は、罪を犯した人を社会から完全に排除するものであって、前記のような、あるべき刑罰の目的に反するものである。

国際社会においても、死刑制度を廃止する国は増加の一途をたどっており、10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国も含め、死刑廃止国は142か国（世界全体の71%）に上っている。

kongressは、その第1回から受刑者の処遇に関する数多くの文書を採択してきたことに加え、前回の第13回 kongressにおいても、EU諸国を中心に、死刑の廃止やモラトリアムを支持する発言も多くなされている状況である<sup>6</sup>。

kongressにおいては、死刑制度があるべき刑罰の目的或いは本質に反すること、それゆえ、死刑制度廃止が「国際社会における基準或いは規範」となるべきであることを明らかにするため、前記の宣言がなされるべきである。

## 5 意見の趣旨5についての理由

京都 kongressは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとし、法の支配の促進に向け「ドーハ宣言に沿って、・・・社会的、教育的その他の関連方策を検討すること」を議題として掲げている。犯罪のない安心して暮らせる社会をつくるためには、あらゆる部門における効果的な市民参加や社会的包摂を奨励することを通じて分断の解消を図る必要があり、その具体的な取組として、教育によるアプローチが重要である。

ドーハ宣言は、「社会を構成する人々すべての参加を得て、・・・犯罪防止及び刑事司法における対話と参加のプロセスを発展させ、これを実施することを支援する」と述べ（第10項本文）、「法の支配に基づく基本的な価値を広める啓蒙的プログラム」の策定や「対話と地域参加の仕組みを通じた社会的紛争の調整及び解決を促進すること」を求めている（同項(b)及び(d)）。人権や法の支配の視点を持ちつつ具体的な課題や問題を対話と議論を通じて考えさせる「法教育」は、社会的包摂により社会に存在する分断を解消させることに寄与し、ドーハ宣言の具体化・進化に寄与するものである。それゆえ、啓発的なプログラムの策定や対話と地域参加の仕組みを通じた教育実践が、京都宣言に盛り込まれるべきである。

以上

---

<sup>6</sup> 松下裕子「第13回 kongressの概要」法律のひろば Vol.68, No.11 (2015) 9-20頁, 12頁